

令和 8 年度会計年度任用職員（非常勤職員：公用車運転手）

募集要項 別紙

勤務時間等

- ・ 週 30 時間勤務を基本とする。なお、週 30 時間を超える又は、超えない場合は、同月内において調整することとする。
- ・ 原則、土曜及び日曜は勤務日とし、月曜から金曜の間で、2 日間勤務を要しない日を設ける。（例）水曜、木曜
- ・ 上記を原則とするが、勤務の必要がない場合は、当該週において勤務日を調整し、週に 3 日以上勤務を要しない日を設けることもある。
- ・ 業務の性質上、不定期勤務（時間及び日）となり、時間単位で勤務を命じる。
（例）月曜 4h（8:00～12:00）、火曜 8h（8:00～17:00）、水・木曜 休日
金曜 11h（8:00～20:00）、土曜 4h（7:00～11:00）、
日曜 3h（19:00～22:00）
※連続して勤務する時間が 6 時間を超え、7 時間 45 分以内の場合は 45 分、
7 時間 45 分を超える場合は、1 時間の休憩を付与することとする。
- ・ 超過勤務手当は、1 日の勤務時間が 7 時間 45 分を超えた場合に支給する。